

要保存

玄教学第567号
令和5年3月1日

玄海みらい学園の保護者様

玄海町教育委員会
教育長 岩崎 一男
(公印省略)

児童生徒用タブレットの持ち帰りにおける同意書

児童生徒用タブレットの持ち帰りにおいて、確認事項に同意をお願いします。

1 物品名

タブレット端末 (Dynabook K50)、充電ACアダプタ、タブレットカバー

2 同意期間

2023年4月1日～2024年3月31日

3 目的

家庭学習に利用するため

4 確認事項

- ・ タブレット端末は、学習目的以外に使用しない。
- ・ タブレット端末は、家庭のみで使用し公衆無線 LAN (Wi-Fi フリースポット等) には接続しない。
- ・ タブレット端末は、利用事項を守り、大切に扱い、適切な方法で管理する。
- ・ タブレット端末を使用する際に発生するデータ通信料や、電気代は保護者が負担する。
- ・ タブレット端末を紛失、破損及びその他の理由により正常な状態で返却できない場合は、その経緯を速やかに学校に連絡する。(故意または重大な過失による場合は、修理費などを負担する場合がある。)
- ・ タブレット端末を第三者に貸与しない。
- ・ タブレット端末の使用について、法令及びセキュリティや情報モラル上のルールやマナーに反するような使い方はしない。

※別紙「タブレット端末活用のルール (家庭学習編)」に準じて使用する。

※児童生徒用タブレットは、卒業 (転出) 時まで利用する。

この同意書は、毎年提出していただくものです。

切り取り線

令和5年3月 日

玄海町教育長 岩崎 一男 様

児童生徒用タブレット持ち帰りの確認事項に、同意しました。

年 組 号

【児童生徒氏名】

【保護者氏名 (署名)】